

平成29年度 第10回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成30年1月22日（月）午後3時00分～午後5時10分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	中 井 薫
	委員	大 西 研 介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	中 嶋 孝 浩
	学校教育指導主事	山 本 静 次
	学校教育指導主事	浅 田 平 詔

■ 事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第26号 相楽東部広域連合立学校給食センター給食費に関する規則の全部を改正する規則
- 議案第27号 相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱の制定について
- 議案第28号 相楽東部広域連合学校給食費取扱要綱の制定について
- 日程6 議案第29号 相楽東部広域連合修学旅行費に関する規則の制定について
- 議案第30号 相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱の

- 制定について
- 議案第 3 1 号 相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱の全部を改正する要綱
- 日程 7 議案第 3 2 号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の全部を改正する要綱
- 議案第 3 3 号 新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の制定について
- 日程 8 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から平成29年度第10回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。

第9回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。質問等のある方は挙手願います。よろしいですか。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

特にご意見、ご質問がございませんので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、北口委員にお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無しとの声あり。)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、諸般の報告を行います。

1番と2番は、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

1番、平成29年度山城地方教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会の開催について、資料により説明をさせていただきます。2月5日の月曜日、午後2時から、会場が京都府清明高等学校となっております。集合時間は、12時15分に山城教育局となっております。そこから往復、貸切バスで移動という予定となっております。行程は、12時30分に出発して、午後5時頃に局に帰ってくる予定です。当日、私、送迎させていただきますので、ここを午前11時15分に集合、出発させていただきます。全員ご出席ということで、よろしく願いいたします。

2番、相楽地方教育委員会連絡協議会教育長・教育長職務代理者合同会議の開催についてです。2月8日の木曜日、午後4時から、木津川市立中央図書館で開催されます。教育長と石橋職務代理者が出席予定となっております。よろしく願いいたします。以上です。

西本教育長

3番から6番までは、学校教育課長から報告します。

竹谷学校教育課長

3番、平成28・29年度相楽東部広域連合教育委員会研究指定校、平成29年度「山城地方学校力向上トライアル校」山城教育局指定校研究発表会についてです。2月2日午後1時20分から笠置小学校において開催されます。

4番、平成29年度在籍児童・生徒数の変更についてです。1月1日現在の児童・生徒数ですが、3小学校で226名、2中学校で139名在籍しており、全児童生徒数365名の在籍となっております。前回報告の9月1日現在と比較しまして、2名の増となっております。これは和東小学校に転校児童が入ってきたことによるものです。

5番、今冬の学校におけるインフルエンザの罹患状況についてです。連合管内の学校におきまして、先週からインフルエンザ発症の報告がきております。本日のインフルエンザによる欠席者数は、小・中合わせて9名となっております。先週の18・19日は、南山城小学校2年生のクラスが学級閉鎖となっております。各校、学校医と相談し、適切に対処するように教育委員会からも通知を行っております。

6番、管内小中学校卒業式の日程案についてです。中学校が3月14日水曜日に、小学校が3月20日火曜日に予定されております。次回、出席者の割り振りについて、協議させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

西本教育長

研究発表会は、今週が和東中学校、その次が笠置小学校となっております。よろしくお願いたします。笠置小学校の児童生徒数ですが、来年も27名で予定をしておりましたが、25名になりそうです。

次の諸般の報告「7番、平成29年度京都府中学校学力診断テストの分析結果について」及び「8番、平成29年度いじめ調査（1回目）の追跡調査及び第2回いじめ調査の結果について」を議題とし、会議の非公開についてお諮りします。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は公開する。」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として、「個人情報に関すること。」や「公開により著しい支障が生じるおそれのあること。」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

本件は、各校の個別情報に関することであり、児童生徒が少人数であることも踏まえ、会議を非公開にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（各委員より異議無いとの声あり。）

西本教育長

ご異議が無いようですので、諸般の報告「7番、平成29年度京都府中学校学力診断テストの分析結果について」及び「8番、平成29年度いじめ調査（1回目）の追跡調査及び第2回いじめ調査の結果について」は、ただ今から非公開とします。

諸般の報告 7 平成 29 年度京都府中学校学力診断テストの分析結果について（非公開）

諸般の報告 8 平成 29 年度いじめ調査（1 回目）の追跡調査及び第 2 回いじめ調査の結果について（非公開）

これから公開に戻ります。次、9 番は、浅田指導主事から報告します。

浅田学校教育指導主事

9 番、2 学期の土曜教育の実施状況について報告します。1 の実施時期については、2 学期は笠置中学校が 3 回、他 4 校は 2 回となっています。2 の実施内容と 3 の様子等ですが、5 校とも連合ならではの特色を生かした取組が実施されました。特に、今回新たに笠置中ブロックでは、小・小・中連携事業として南山城小学校の体育館を会場として、南山城小学校は、村カルタを 3 校混合のグループで行い、また、笠置小学校は、小話と落語で動物園という演目を披露し、そして、笠置中学校は、ふるさと学習で取り組んできた内容をそれぞれ舞台上で発表いたしました。今回は、保護者の参観も呼びかけて実施されたところです。和東中ブロックでは、小中学校が茶源郷まつりでそれぞれが取り組んできた内容をステージで発表いたしました。また、笠置小学校のふるさと学習発表会では、保護者や多くの地域の方々に参加をいただき、日頃お世話になっている地域の方々に低学年、中学年、高学年に分かれて発表を通して感謝の気持ちを伝え、地域の方々は、子どもたちの成長を見守りながら会場が一体となった発表会になりました。4 の今後の対応と課題ですが、今回、新たに取組んだ笠置中ブロックの小・小・中の連携事業、低学年にとっては、少し内容が難しかったかなというような反省が出ておりました。今後、発表の仕方や、冬場の寒い時期であったので、時期等も検討していきたいというふうに聞いております。また、和東小学校はマラソン大会をやっておりますので、その安全な運営とコースの検討を、そして、和東中学校の欠席者、特に、外野球に参加している生徒への対応ということで、今回は具体的な対応を書いておりますように、聞き取って示しているところです。以上です。

西本教育長

外野球、和東中学校の人数が増えているのか。

浅田学校教育指導主事

そうですね。具体的には、保護者にどういう働きかけをしているのかということで、今回、そこに示していますように、学校としたらこのようなことで保護者に参加を求めているというふうに聞いております。外野球の人数そのものもこの学年がだいたいピークぐらいで、後は減少のように聞いております。

西本教育長

ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。9 番を終わります。10 番から 14 番までは、生涯学習課長から報告します。

中嶋生涯学習課長

10番、和東町史編さん事業の進捗状況についてです。12月6日の町史編さん委員会を受けまして、今度は本格的に調査をいただく先生方の委嘱と第1回編集委員会を行いました。日時は、12月19日火曜日で、午後4時半から京都府立大学の先生方が集まり易いということで、京都府立大学の会議室をお借りしまして開催をさせていただきました。お手元の資料ですが、委嘱状の交付式と連合長の挨拶の後、編集委員長の選出と副委員長の任命とありまして、12月6日に確認をさせていただきました町史編さん事業計画について、各大学の先生方に色々なご意見をいただいたところです。熱心にご議論をいただきました。編集委員の一覧を付けております。本庄総子委員は、欠席です。

11番、第25回相楽「少年の主張」大会の開催についてです。日時は、2月18日の日曜日、午後1時半から、場所は、笠置町産業振興会館です。主催は、青少年育成協会相楽連絡協議会で、今回は、笠置町青少年育成協が大会の主管となっております。連合管内の発表者が決まっておりますので報告しておきます。笠置小学校は、6年生の植田成海くん、南山城小学校は、6年生の乾芙結子さん、和東小学校が6年生の中村瑞奈さんです。中学校は、南山城村の代表として笠置中学校1年生の萩原 充くん、笠置町の代表として笠置中学校2年生の坂本優希くん、和東中学校1年生の中井貴誠くんとなっております。開催の折にはご参加いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(教育長から本説明に係る名簿配付を事務局へ指示)

中嶋生涯学習課長

12番、平成30年成人式の実施状況の報告です。過日、1月8日に成人式が行われましたが、ご参加いただきありがとうございます。これまでの参加状況について、一覧表に掲載しておりますのでご覧ください。平成29年度、全体では対象者63名です。出席者は、笠置町8名、和東町18名、南山城村24名、合計50名で、出席率は、笠置町が89%、和東町が67%、南山城村が89%、全体で79%です。一巡しましたことで、今年から会場は、南山城村文化会館に決定していただいたところですが、一番遠い和東町の出席率が一番悪かったです。遠方の大学等に進学されている方もあり、参加率が低かったように思います。

13番、親子ふれあい事業です。「大切な人に贈るヴァレンタインケーキ」の制作ということで、実施日は、2月12日の祝日、午前10時から、和東町社会福祉センターで行います。講師の谷 直紀さんは、京田辺市職員で、元々ケーキ屋さん勤められていた方です。参加費は1,200円で、小学生とその保護者を対象としております。ケーキ作りに時間が掛かりますので、定員については6組ということで、今日の午前中から参加を募集しております。

14番、食育講座「メンズ・キッチン(男子料理教室)」ということで、2月25日に開催する予定です。時間は午前10時からで、和東町社会福祉センターで行う予定になっております。講師は松永千恵子さんで、木津川市在住のカフェレストランの店長さんに今回

初めてお願いすることになりました。定員につきましては、先着10名ということで、申込期間については、2月5日から16日で予定をしております。以上です。

西本教育長

10番から14番まで報告してもらいました。ご意見、ご質問等ありませんか。

石橋委員

成人式ですが、今年、和東町の方の欠席がかなりあったということで、去年は、和東町の方もやまなみホールが良いということで是非というような話を聞いていたのですが、やはり和東町の方の欠席が多いということは、遠方であるということが負担になっているのかなというふうな気もするのですが、その辺りいかがでしょうか。

中嶋生涯学習課長

やまなみホールでの開催は2回目になります。平成26年は、逆に一番近い南山城村の参加率が低くて、一番遠い和東町の方が、参加率が一番高いという状況でした。その年の状況を見ますと、人数の影響もあるのですが、やはり大学進学や、その学年の状況によって大きく参加率に影響が出てくるようです。本年の成人式にあたっては、それぞれ夏に町村別の事前説明会をさせてもらったところですが、実は、3町村ともに参加者がゼロでした。これ自体、夏に参加できなかったというのも遠方にあつて帰れなかったという何人か、それぞれの町村の保護者、若しくは、本人へ電話をさせてもらって連絡させていただきました。あと、直近になって11月、12月の辺り、直接、和東町の成人者の方から欠席の電話をいただいた際、何故ですかというお話をさせていただいたところ、「面倒くさい」、「会いたくない」、若しくは、他に色々お話をさせてもらったのですが、全体的にそれぞれ離れた状況で中々そういう学年ではないような言い方をされていました。

大西委員

私も成人式に出席して、和東町は確かに欠席者が9名でした。新成人の状況はあまり分かりませんが、その親御さんの話では、場所が遠いからという意見は一つも無かったです。ただ、やっぱり子どもらがちょっと冷めているというか、「別に成人式、ええわ」という感じで、その親御さんも「振袖もちゃんと用意したのに」という、親の方が盛り上がっているのに、意外と子どもの方が今更ということは無いけど、「成人式、ええわ」という感じで、「もう娘がそう言いよるし、もう好きにしたらいいわ」という感じで、意外と大人の方が盛り上がっているのに子どもたちが冷めていたような感じの話が多々ありました。

西本教育長

確かに、これは場所の問題ではないです。このデータを見ても、平成26年度は85%でした。来年、もうちょっと様子を見ましょうか。特に、男子よりも女子の方が低いっていうのは、やっぱり晴れ着のことも影響あるのかなというのは思います。

中井委員

ほぼ振袖になりましたね。数年前までは一人か二人、洋服はおられたけれども全く無くなって、振袖になったからやっぱり用意できない子どもがあるかもしれませんね。

西本教育長

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5、「議案第26号、相楽東部広域連合立学校給食センター給食費に関する規則の全部を改正する規則」及び「議案第27号、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱の制定について」及び「議案第28号、相楽東部広域連合学校給食費取扱要綱の制定について」を一括議題とします。提出理由及び議案の説明を行います。

竹谷教育次長

議案第26号、相楽東部広域連合立学校給食センター給食費に関する規則の全部を改正する規則。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合が平成28年6月に策定した教育に関する大綱の基本方針に掲げる「人づくり・地域づくり・未来づくり」を進めるための施策として、これまで教材費や校外活動費の軽減を図るとともに、漢字検定料や英語検定料、柔道着などを公費負担化し、相楽東部の将来を担う子どもたちの育成に取り組んできたところです。今般、連合発足10年目を迎えるにあたり、本大綱に定める基本方針を一層進めるための施策として、平成30年4月から学校給食費及び修学旅行費の無償化を実施するものです。この無償化の第一義は、相楽東部の明日を切り拓く人づくりにあり、また、住民みんなで地域の子どもの育てることにあり、その過程において、また、結果として急速に進む少子化や子どもの貧困問題への対応に、ひいては保護者負担の軽減につながるものと考えています。その具体的な取組として、本連合立の小学校及び中学校において実施する学校給食に係る学校給食費の保護者負担を要しないものとし、本規則の全部を改正するものです。朱印の資料というのが今現在の規則です。この規則を改正するものです。第1条「趣旨」です。大綱の基本方針に基づきまして必要な事項を定めるとしております。第2条「定義」です。第2号で「学校給食費は、学校給食に要する経費のうち食材料費をいう。」と定義してあります。第3条「学校給食費の負担」で、児童又は生徒の保護者は、学校給食費の負担を要しないということを定めてあります。

議案第27号、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱の制定について。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由です。前議案と同じですので割愛させていただきます。こちらは、要綱を制定するという事で提案させていただきます。第1条「趣旨」です。この要綱は、特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童及び生徒の保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、教育環境の向上を目指すため、学校給食費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものです。第2条「補助対象者」です。特別支援学校の小学部又は中

学部に在籍する児童生徒と生計を一にし、かつ、3町村のいずれかに住所を有する保護者です。第3条「補助金の額」です。こちらは学校給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の給付を受けた場合は、その額を除くとしております。第4条「交付申請」です。学校給食終了後30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日ということで年に1回としております。第5条「交付決定」、第6条「補助金の交付」、様式第1号から第4号までとなっております。

議案第28号、相楽東部広域連合学校給食費取扱要綱の制定について。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成30年4月から学校給食費の無償化を実施するにあたり、学校給食を受ける職員及び調理員の学校給食費の一食単価及び月額並びに給食センターにおける委託業務従事者及び学校における給食試食会参加者の学校給食費等を定める必要があることから、本要綱を制定するものです。要綱第2条のところに学校給食費の負担としまして、学校給食を受ける職員及び調理員等の負担としております。第3条は、給食費の一食単価は、小学校250円、中学校は270円です。月額は、小学校が4,300円、中学校が4,400円です。4月から1月までの月額で、2月分において調整することになっております。第3項では、委託業務従事者及び給食試食会参加者につきまして、この単価を適用することになっております。第4条が給食費の納付ということで、毎月定められた日までに納付するとしております。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

西本教育長

第26号が給食費の全部を改正する規則、いわゆる連合立の小中学校の子どもたちが対象です。第27号は、特別支援学校に行っている子どもが対象です。ここは補助金でやっていくということです。第28号の学校給食費の取扱要綱は、いわゆる調理員とか教職員です。当然、無償化にはなりません。今の説明にもありましたように、今回は、前にも説明させてもらいましたように狙いは、いわゆる貧困対応とか、或いは保護者の負担軽減が直接的な狙いにしておりません。相楽東部広域連合の子どもたちを地域で育てていく、子どもたちに感謝の念を育みながら、地域の人材という視点で育成をしていくということです。それをやることによって間接的には、貧困問題の対応とか、或いは保護者負担の軽減につながっていくという捉え方をしています。そのことにつきましては、ご理解の程をよろしく申し上げます。この趣旨につきましては、正副連合長にもきちっと説明をさせてもらったところです。単に保護者負担の軽減とか貧困対策だったら、もっと他にも方法はあられるわけですから、就学援助の関係とかは実際にやっております。ご質問、ご意見を申し上げます。

北口委員

たくさんの資料ですので、できれば事前に配付をお願いできればと思います。

竹谷教育次長

これまで事前配布に努めておりますが、今回は、ちょっと事前配布が間に合いませんでした。当日配付という形になりました。

西本教育長

日程的に、いわゆる首長のゴーサインが出ないと、先にこれを配布して見ておいてくださいという訳にもいきませんので、今回は、日程的に詰まったということだけご理解いただきたいと思います。例えば、これは給食費ですが、あと修学旅行費だったら事務を進めていかないと5月に中学校が入っていくので、その辺りの業務もありますし、今回、本当に申し訳なかったです。よろしいですか。これより採決します。採決は、一件ごとに行います。議案第26号、相楽東部広域連合立学校給食センター給食費に関する規則の全部を改正する規則について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第26号は、承認されました。

議案第27号、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第27号は、承認されました。

議案第28号、相楽東部広域連合学校給食費取扱要綱の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第28号は、承認されました。

続いて、日程第6、「議案第29号、相楽東部広域連合修学旅行費に関する規則の制定について」及び「議案第30号、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱の制定について」及び「議案第31号、相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱の全部を改正する要綱」を一括して議題とします。提出理由及び議案の説明を行います。

竹谷教育次長

議案第29号、相楽東部広域連合修学旅行費に関する規則の制定について。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。

提出理由は、先の学校給食費改正議案と同じです。規則第1条は、趣旨です。学校給食費同様、教育に関する大綱の基本方針に掲げる「人づくり・地域づくり・未来づくり」を進めるために修学旅行に係る修学旅行費の取扱いについて定めるものとしております。第2条は、用語の定義です。第1号で修学旅行費につきましては、児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費をいうとしております。第3条は、修学旅行費の負担を要しないということにしております。

議案第30号、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱の制定について。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出理由は、前議案と同じです。先ほどの学校給食費と同様で、趣旨は、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、教育環境の向上を目指すために修学旅行費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるとしてあります。第2条の補助対象者は、特別支援学校の小学部又は中学部が行う修学旅行に参加した児童生徒と生計を一にし、かつ、3町村のいずれかに住所を有する保護者としております。第3条の補助金の額は、修学旅行に参加するため必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担することとなるその他の経費の全額とする。ただし、国等の給付等を受けた場合は、補助金の額からその額を除くということで、実質負担額を対象としております。第4条の交付申請は、様式第1号を教育長に提出する。第5条の交付決定は、様式第2号により申請者に通知します。第6条の補助金の交付は、様式第3号により行うとしております。

議案第31号、相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱の全部を改正する要綱。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成30年4月から修学旅行費の無償化を実施するにあたり、本要綱中の修学旅行費の補助金に関する規定を削除する必要があることから、本要綱の全部を改正するものです。元々の要綱に修学旅行に対する補助金の額が別紙として掲げられておりましたが、その表を改正いたしました。2ページ目の別表（第3条関係）です。笠置小学校社会見学、和東小学校林間学習、笠置中学校スキー教室。以上3つです。従前は、修学旅行費と和東小学校の宿泊体験学習が定められておりましたが、今回、その部分を削除しています。合わせまして文言整理をしております。以上です。

西本教育長

議案第29号は、連合立の小中学校の子どもたちが対象です。議案第30号は、特別支援学校の補助金です。私学は補助金の対象にしておりません。それから、平成30年度にスタートする南陽高校の附属中学校も対象にはしておりません。それは広域連合でどうのこうのということにはならないというところですので、ご理解をお願いします。

石橋委員

基本的なことですが、教育委員会の中で小学校及び中学校の児童生徒は、修学旅行を実

施するものとするという文言は謳ってあるのですか。

西本教育長

学校現場の学校行事としての扱いになっています。

石橋委員

修学旅行という言葉进行全面に出して、ひょっとしたら無いかもしれない。行わない年があるかもしれない。そういうことまで考慮に入れた文言というか、給食だったら必ずあるのですが、修学旅行というのは必ずしなければならない行事というふうにはなっていないというところで、ちょっと文言の重みと言うか、ちょっと気になる場所ですけども。修学旅行を行う場合は、こういう規則を制定というぐらいのものだと思うのですがいかがでしょうか。

西本教育長

学習指導要領では、いわゆる旅行的行事の中で位置付けはしております。学習指導要領そのものに法的拘束力がどうのこうのというのは置いといて、実際におっしゃるように、例えば、風水害等で延期というのがありますが、修学旅行が無くなったというのは今までは無いです。

北口委員

議案第31号の第3条の別表ですが、この補助金の額というのは保護者に対する補助金のことですね。それで、笠置小学校と和束小学校の補助金の額の書き方がちょっと違うのですが、児童一人当たりの実費の2分の1以内と和束小学校の1,000円以内というのは、額的には大差はないのですか。社会見学と林間学習の表現はどうして違うのですか。

竹谷教育次長

補助金の額の書き方は、連合が出来る以前の各町村での内容・表現というのをそのまま継承しておりますので、こういった違いが残っております。あと額につきましては、林間学習につきましては、1,000円を超えるので上限額が定められているのが状況です。笠置小学校の社会見学につきましては、額的には1,000円以内で収まっています。同じように収まっているという状況です。

北口委員

実費は2,000円以内くらいですか。収まっているというのは。

竹谷教育次長

実質はもっと少額になっています。

北口委員

小学校は6年、中学校は3年。その修学旅行の補助はどうなるのですか。

竹谷教育次長

従前は、この要綱で修学旅行費として、小学校10,000円以内、中学校20,000円以内という補助金が定められていました。それを今回の改正により削除するということとなります。

北口委員

削除ということは補助しないということですか。

竹谷教育次長

修学旅行費につきましては、公費負担という位置付けですので、補助金は交付しないという考え方です。

北口委員

この要綱は、保護者が負担する額が生じる分についての要綱ということですか。

竹谷教育次長

そうです。修学旅行費は、従前は保護者が負担されて、それに対して補助金を交付するという形でした。今回の全部改正によりまして、修学旅行費は、保護者の負担に対して補助金を出すという形ではなく、公費により修学旅行費を予算化しますので、保護者負担は発生しないということになりますので、この補助金要綱から除くということです。

北口委員

社会見学とか林間とかスキーは、保護者の負担が生じるから、この要綱に基づいて補助するということですか。

竹谷教育次長

今回の無償化は、修学旅行費と学校給食費に限定しておりますので、それ以外のものは従前どおりの形ということです。

北口委員

3条の同じ小学校でありながら、額は実際どのくらいの額が必要なのかは分からないですけど、わざわざ、折角これを連合として統一される要綱だと思うので、何か、一方が2分の1で、一方が1,000円以内という書き方というのは、もうちょっと統一されたらいいのではないかなと思います。

西本教育長

平成21年度に連合になった際、そのままずっと引き継いできています。それまでが2分の1だとか1,000円以内とか町村の制度をそのまま引き継いできています。だからおっしゃるように、今回、一気にこれもやっておくべきだったのかも分からないですが、ここも連合として、今後、整理をする必要があると思います。

北口委員

南山城小学校はどうなんですか。

西本教育長

南山城村は、元々補助金がなかったということです。

北口委員

それこそ給食費じゃないけど、給食費の額もマチマチでしたよね。町村によって補助をしているところ、或いは、全然補助をせずに、それを今回、同じように平たくする訳やから。ちょっと違和感があります。

西本教育長

よく分かりますが、平成30年度はこれで行くとして、今後、整理するところが他に出てくるか分かりませんので、次の年には整理させてもらいましょう。

大西委員

内容全部、細かく目を通してないですが、無償化になって、例えば、修学旅行のレベルが当然、同等のものがずっと確約されているというか、何か無償化になったからレベルが下がるとかそんなことはないですね。

西本教育長

内容ですか。例えば、東京へ行っていたのが静岡になったとか。

大西委員

名古屋までとか。修学旅行は金額が大きいので、ちょっともうディズニーランドは止めてくれとか、何かそういう話には。

西本教育長

そんなことは考えてないです。例えば、小学校が今一緒に同じところに行っています。両中学校は、東京方面です。でも違うところです。それで、和東中学校が長崎といったかな、考えているようです。だから、これはやっぱりそれぞれの学校の特色とか、或いは、修学旅行によって生徒にどんな力を付けるとか、みんな違ってきます。教育委員会として

は、もちろん税金ですから、きちっと整理はするとしても、基本的なねらいとか、或いは、行先とかいうのは、当然、学校で、先ほどもありましたように教育活動ですから、教育活動の中まで教育委員会がごちゃごちゃ言うつもりはないです。北口委員のご指摘のありました件につきましては、今後の検討課題ということで、来年度に向けて整理をしていくということによろしいでしょうか。

北口委員

先ほど大西委員が言われたように、修学旅行のレベルが保護者負担の時よりも下がるようなことがないよう、少なくとも現状維持の形で3町村の補助をきっちりしてあげていただきたいなと思います。

西本教育長

修学旅行の行先とか見学の内容等については、学校の思いを優先していくというところで了解してください。それでは、これから採決に入ります。採決は、一件ごとに行います。議案第29号、相楽東部広域連合修学旅行費に関する規則の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第29号は、承認されました。

議案第30号、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第30号は、承認されました。

議案第31号、相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱の全部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第31号は、承認されました。

日程第7、「議案第32号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の全部を改正する要綱」及び「議案第33号、新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の制定について」を一括して議題とします。提出理由及び議案の説明を行います。

竹谷教育次長

議案第32号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の全部を改正する要綱。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。就学援助の新入学児童生徒学用品費については、これまで学用品費などと同様に入学後の5月頃から支給を開始していたが、経済的に困窮している受給家庭の諸事情を考慮し、新入学用品の購入で出費が嵩む入学前の前年度中に支給できるよう、新たに入学予定者の保護者を加えることとし、本要綱の全部を改正するものです。第1条の趣旨で、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、援助を行うことについて、必要な事項を定めるものとしております。第2条は、定義です。第1号で児童生徒とは、本連合立の学校に在籍する者又は入学予定者若しくは府立中学校に在籍する者としております。第2号で入学予定者とは、翌年度の4月から本連合立の小学校に入学を予定している者としております。第3条は、対象者です。援助を受けることができる者は、3町村のいずれかに住所を有する児童生徒の保護者又は区域外就学を承認された者の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとするとしております。各号は、第1号が生活保護法の規定する要保護者に準ずる程度に困窮している保護者です。第2号は、第1号以外の者で次のいずれかに該当する者ということで（ア）から（オ）です。第3号は、その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助が必要と認める状態にある者という形で対象者を規定しております。第4条は、就学援助の種類です。（1）から（13）までございます。第5号におきまして、新入学児童生徒学用品費ということで定めております。具体的には、通常必要とする学用品（通学用かばん、通学用服、靴、雨靴、傘、上ばき、帽子等）の購入費ということで定めております。第2項、就学援助の支給範囲は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとするということです。第1号で、本連合立の学校に在籍する者又は京都府立中学校に在籍する者のうち、3町村のいずれかに住所を有する者の保護者は、先ほどの1号から13号までのすべての援助が対象となります。第2号は、本連合立の学校に在籍する者のうち、3町村以外に住所を有する者の保護者は12号と13号に規定する就学援助となります。第3号は、本連合立以外の学校（京都府立中学校を除く）に在籍する者のうち、3町村のいずれかに住所を有する者の保護者は、先ほどの1号から11号までに規定する就学援助となります。就学援助の支給額は、第5条で別表のとおりと定めております。上から5行目に新入学児童生徒学用品費という項目がございます。小学校で40,600円、中学校で47,400円が入学前支給の額となります。6条は申請の手続き、7条は認定の手続き、8条は支給方法、9条は認定期間、10条は認定の取消し、11条は認定の取下げの申出、12条は返還について定めております。

議案第33号、新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の制定について。上記議案を提出する。平成30年1月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部が改正され、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給できるようになったことから、その取扱いに関する必要事項を定めるため、本要領を制定するものです。第2条が入学前支給です。連合立学校設置条例に規

定する小学校に入学を予定している入学予定者の保護者及び中学校に入学を予定している小学6年生の保護者に対し、新入学児童生徒学用品費を入学する前年度中に支給することができるとしております。第3条では、入学前支給を受けようとする保護者は、申請書を提出しなければならない。連合立以外の小学校に在籍する小学6年生で、本連合立中学校に入学しようとする場合は、前項に定める期日までに入学を予定する中学校に申請するものとする。ただし、特別な理由があると教育長が認めた場合は、この限りでない。また、他の小学校から入って来る中学1年生につきましても申請に基づいて支給対象としております。第4条は、通知です。第5条は、支給の方法です。第6条は、支給額ということで、要綱の別表に定める額となります。第7条は、返還ということで、新小学1年生及び新中学1年生が連合立の学校に入学しない場合は、新入学児童生徒学用品費の返還を命ずることができる。入学しない児童生徒につきましては、返還という形で整理するという項目を設けております。以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

西本教育長

これまで新1年生の支給が5月頃になっていましたが、保護者にとったら入学前に前倒しという声はあちこちでありました。これは、当然、連合だけじゃなくて近隣の市町の方でも、それぞれ中々難しいところもあった訳ですが、連合としましては、早急に取り組もうということで、今回、改正を行うものです。

石橋委員

この最初の要綱の就学援助の種類の中に、修学旅行費や学校給食費が入っていますが、これについては、無償化にするという規則等との整合性が取れるのかどうか。

竹谷教育次長

就学援助の種類で修学旅行費を削除しない理由でございしますが、区域外就学や京都府立中学校も対象にしているので残しております。あと学校給食費を削除しない理由につきましては、これも京都府立中学校を対象としているので残しております。

大西委員

南陽中学校へ行っている子どもも対象になるということですか。

竹谷教育次長

そうです。3町村に住所があって学校が違うという場合、修学旅行費、学校給食費は対象になります。

大西委員

わかりました。

北口委員

支給申請書は、別に定める期日までに提出、この様式はどうなっているのですか。

竹谷教育次長

議案第33号の入学前支給の様式につきましては、要綱第6条の様式、議案第32号の第1号（第6条関係）という様式でもって申請していただくことになっています。

北口委員

要綱第6条、議案第32号の要綱ですか。

竹谷教育次長

議案第32号の事務の手続きは、この要領で定めておりますが、様式は、すべて議案第32号の要綱の様式を使うこととなります。

中井委員

入学前の支給ですが、親御さんの都合で入学式が終わってから転入する子どもさんにもこれ。でも期日があるから。

竹谷教育次長

要件を満たしておれば、入学前の3月15日に支払を予定しています。

北口委員

入学前支給って、前倒しですが、3月15日ですか。

竹谷教育次長

3月中です。

北口委員

それで保護者の人、それで間に合うのですか。制服の準備など。折角、前倒しなのに。その辺。

竹谷教育次長

従前と同じような立替と言うこともあり得るかなと思います。ただ、今年度は、最初の年で支払いのスケジュールなんかを要綱整理ですとか、予算の関係とかで、3月支払というのがスケジュール的に精一杯です。

西本教育長

連合は、ちょっと頑張って、とりあえず今年度から実施しようということです。それが

目一杯のところですよ。ゆっくりやっていますね、平成30年度から取り組みますよという市町もあります。連合は、できるだけ1年でも早くということで取り組んでいます。来年度からは、もう少し余裕をもってできると思います。今年は、教育委員会として、何とか1年でも早くという思いをご理解いただきたいと思います。

北口委員

保護家庭でもよく言われるのですが、立替、後から精算で出してもらってもその立て替えるのが大変やと。だから、制服代を払うのが2月中で、その前倒しができるのだったら極力2月中に出してあげた方がいいのかなと思います。よろしくお願いします。

西本教育長

これから採決します。採決は、一件ごとに行います。議案第32号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の全部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第32号は、承認されました。議案第33号、新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第33号は、承認されました。

先ほどの修学旅行費と学校給食費の無償化につきましては、未だ正式にはオープンになっていませんので、その辺りよろしくお願いします。記者発表、いつ頃の予定ですか。

竹谷教育次長

連合議会の委員会が終わって、2月26日以降に記者発表されます。3月5日が定例議会ですので、定例議会までの間に記者発表される予定です。

西本教育長

その辺りよろしくお願いします。

日程第8、その他です。事務局お願いします。

竹谷教育次長

1の「諸報告(送付済)事項」の①から③までは、事前に配布しております。

2の「次期定例教育委員会の開催日程の案」でございます。2月は、管理職の教員の人

事異動の議決をお願いする形になります。その関係で限られた日程での開催になってまいります。2月の27日、28日のどちらかで調整していただけたらと思っております。

(委員により「次期定例教育委員会の日程等」を協議する。)

西本教育長

次期定例教育委員会の開催日は、平成30年2月27日の火曜日、午後3時からです。よろしく申し上げます。他よろしいですか。

中嶋生涯学習課長

お手元に資料をお配りさせていただきました。相楽東部広域連合管内の文化財の現況です。1月22日現在となっております。京都府の暫定登録文化財という制度が、この4月1日からスタートしております。こういった内容かと言いますと、京都府の歴史文化を理解して地域の特性を考える上で重要ということで、ある程度認識のあるものが、今どんどん風化し、地域の中で保存管理ができなくなっているという状況です。また、重要な文化財として地域の方々が中々認識されていないということで、文化財としての位置付けが非常に曖昧な状況になっている。そういったものを含めて、京都府としてはリストアップをしております、京都府管内で約1,000件あると聞いております。それが年間、京都府の指定、若しくは京都府の登録といったところで調査ができるのが約10件というふうに聞いておりました、そういったものが非常に文化財として紛失、若しくは遺失していくという状況を踏まえて、暫定登録文化財ということで、簡易調査の上で登録していくという制度ができました。既に管内でもそういった登録、この4月以降に幾つかありまして、笠置町、和束町、南山城村といったところの調査に京都府も簡易調査に入って、登録されてきているところです。この1月30日に追加で、南山城村、笠置町の文化財が暫定登録に追加されるので、ご紹介も含めて現状ということで報告させていただきます。なお、1月22日現在ということになっておりますが、実際は、30日発表ですので、数字としては30日というふうにご理解をいただけたらと思っております。表の色付けで、笠置町の民俗文化財の有形のところが赤色になっております。それと南山城村の建造物が、今回、追加されたものを含めて4になったということで、既に10月までに、一旦、そういった形で登録されたものもございますので、数字的にそういった形になっております。連合としましては、暫定登録、既に1月30日の記者発表を迎えて、7点の暫定登録文化財があるということで、リストの方を見ていただきましたら、赤字で今回2件追加になっております。一つは南山城村六所神社関係の建物、もう一つは笠置町切山の花踊図絵馬が追加で登録されています。既にその上の方に暫定登録で幾つか登録されておりますので、その第1回の登録のところで登録された文化財とご認識いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

西本教育長

以上で、第10回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〈午後5時10分閉会〉

— 了 —